前田執行部集大成!!

王 月 紀 連

July.15.2019 No. 182

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-8 代々木第10下田ビル7F Tel 03 (3354) 4162 Fax 03 (3354) 4095



会長退任挨拶

—— P.3∼4

この一年を振り返って、感謝の一年 ―― 会長 前田 信哉

日本税理士会連合会執行部との懇談会 -- P.9~13

法対策情報

 $-P.14\sim16$

法对部活動報告 -

—— 法対策部部長 鈴木 茂和

全青税ホームページアドレス http://www.aozei.com

会長退低挨拶

この一年間を振り返って、 感謝の一年

会 長 前田 信哉

1 はじめに

月日は経つのは早いもので、 広報誌で退任の挨拶をさせてい ただく時期となりました。現段 階では任期満了まで2カ月残し ているので少し早い気がします が、退任にあたり一言ご挨拶さ せていただきます。

一昨年の暮れに坂井昭彦会長 等推薦審議委員長より会長就任 の要請を受けたものの、平々 凡々な自分には務まらないと当 初はお断りをしていました。し かし、坂井委員長の熱意に根負 けし、今まで育てて頂いた青税 に恩返しすべく、この大役を お引き受けすることにしまし た。就任受諾後、半年間は全国 青税50年の歴史を勉強しまし た。勉強には50周年記念事業 で作成した「全国青年税理士連 盟五十周年記念サイト (http:// aozei50th.com/)」が大変役に 立ちました。特に過去の広報誌 を読んでいると、あたかもその 時代にタイムスリップしたかの ような感覚になりました。諸先 輩方の苦労を感じることがで き、徐々にその大役を引き受け る事への緊張感が高まっていき ました。そんな中、執行部がス タートし全力投球してまいりま したが、一年間はとても短く、

やりたかったことの半分すらで きなかった感があります。しか し青税は一年ごとに執行部を入 れ替えることに組織の活力の源 泉があります。事業の詳細につ いては総会議案書に記していま すので、主な事業に対する個人 的な感想なども記載しながら、 一年間を振り返っていきたいと 思います。

2 消費税について

平成26年4月に税率が8% に引き上げられた消費税です が、当初はその一年半後の平成 27年10月に10%に引き上げら れる予定でした。しかし、2度 にわたり増税が延期され、増税 まであと1年を切った平成30 年 10 月 15 日の臨時閣議におい て、安倍内閣総理大臣より、消 費税を翌年10月1日に8%か ら10%に引き上げる方針が表 明されるとともに「軽減税率の 実施に向けて、準備に遺漏無き よう|お願いする異例の発言が ありました。当連盟では8月よ り法対策部を中心に準備をして いた「消費税率の引上げ及び複 数税率制度導入の中止を求める 緊急意見書」を即座に提出する とともに、「消費税率の引き上 げ、消費税の複数税率導入に反 対する」署名活動にも取り掛かりました。税制改正大綱の発表前までに署名を集めて、各議員に働き掛けたいうことから短い期間でありましたが、8,000を超えるというというに陳情および衆参に陳情および衆参にである。 等の各政党に陳情および衆参には強いにもかかわらず、一人会員の皆様には改めて頂いた会員の皆様には改めて御礼申し上げます。

昭和から平成へ変わった30 年前の広報誌を見返すと、当時 の増田恵一会長が「この一年間 を振り返ってみると、まさに消 費税に明け消費税に暮れようと している一年であった。」と回 想されています。デモ行進、街 頭演説、ビラまきなどかなりの 活動をされていることがわかり ます。平成から令和に変わった この一年も、消費税は全国青税 の活動の中心でありました。し かし、現在の全国青税の役員は 消費税が導入された以後に税理 士登録をしているのが大半で、 消費税は業務や生活の一部に入 り込んでおり、30年前の状況 と少し環境が異なるのかもしれ ません。その為、今回の消費税 の活動についても理事の中でも 大きく意見が割れました。「複

数税率導入には反対だが、税率 引上げはやむを得ない」という 意見や「複数税率反対、と謳う と税率引き上げを容認したこと ました。しかし、消費税は もした。しかし、逆進性の問題もで というるため基幹税とすべは、 ありません。全国青税は表 のための租税制度の改意見書の に掲げており、「消費税率引き上げる 複数税率導入に反対」とすることに という。

残念ながら、現時点では「税率の引上げ、複数税率の導入」を阻止する事はできておりませんが、今後も粘り強く「国民のための租税制度の改善」を訴えていくことを期待しております。

3 組織活動について

最盛期には14の単位青税が 加盟していたのが現在では9つ まで減り、会員数も20年間で 2割以上も減っていることに非 常に危機感を覚えました。過去、 全国青税に加入していた地域の 青税にコンタクトをとりました が、現状を変えるにはいたらず、 難しさを痛感いたしました。全 国青税の会員数が減少している ということは、各単位青税の会 員数の減少を意味し、小規模な 単位青税においては、その運営 を少数の限られた人員で回して いかざるを得ない状況が続き、 今後全国青税の行事に参画して いくことが難しい状況も出てき ています。

そのような危機感の中で、本 年度は組織部の中に全青組織検 討委員会を立ち上げ、全国青税 が今後も発展していくための組織の在り方について検討を行いました。前年度の全国青税運営会議を引き継ぐような形で全国青税の運営に関するアンケートを各単位青税の役員までを対象に実施致しました。このアンケートをもとに特に全国大会・秋季シンポジウムについて、その開催方法・予算・運営方法について検討を行いました。

全国大会は、全国の青税会員 が一堂に集まり、当連盟の理念 と連帯を再確認する場であり、 秋季シンポジウムは、日頃の理 論研究の成果を発表し、自己研 鑽と会員相互の親睦を深める場 であるという共通認識は持ちつ つも、厳しい財政状況や開催単 位青税の負担増を考えると、何 かを変える時期に来ていると感 じました。全国大会の時期や開 催スパンを変更する事は現実的 ではありません。一方で、秋季 シンポジウムについては、論文 作成については従来通りの方法 をとりつつ、発表形式について 簡素化や、翌年の全国大会時に 発表するなどの案が出されまし た。

いずれにしても全国大会と秋 季シンポジウムは、全国青税の 2大行事であり、その規模を縮 小してしまっては、組織として の魅力を失い、結果的に組織力 が減退するという負のスパイラ ルに陥ってしまいます。負担を 抑えつつも、組織としての魅力 を発信し、組織力の向上へ繋げ られるように、今後も知恵を 絞って頂けることを期待してお ります。

4 その他の活動について

その他にも次期税理士法改正へ向けた研修会の開催、納税者権利憲章パンフレットの作成、マイナンバーに関する実態調査などの法対策活動や、韓国税務士考試会との交流、台湾の税理士制度の情報収集といった国際部の活動、インターネットによる緊急審議についての内規の作成、役員同士のテレビ会議の実験など、その都度各部各委員会の役員の皆様のご協力を頂き、なんとか事業を進めることができました。

5 おわりに

税理士試験合格の翌年に神奈 川青税に入会してから13年が 経ちました。先輩に(無理や り)誘われて参加した初めての 全国青税の理事会では、全国か ら集まった論客たちが喧々諤々 に議論をしている中、何を言っ ているのか理解できない自分を 恥ずかしく思うとともに、知ら ない人ばかりの懇親会では居心 地の悪さばかりの印象でした。 そんな自分が全国青税の会長を するとは夢にも思いませんでし たが、一年間なんとか会長職を 全うできそうのは、自らの役割 をしっかりとこなして頂いた優 秀な部長委員長の皆様や理事の 皆様、各単位青税の代表の皆様 のおかげです。そして温かく見 守って頂いた全国の会員の皆様 のご支援にも感謝いたします。

最後になりますが、次期執行 部に対しても変わらぬご支援を お願い申し上げまして、退任の 挨拶とさせていただきます。本 当にありがとうございました。

一年を振り返って



総務部

部長 長谷川 勝 義 (神奈川)

総務部長の就任時には、どうなることかと自分を心配していましたが、皆様に支えられてなんとか職務を果たすことができました。その中でも、事務局の契約更新は、短期間で契約内容を見直す必要があり、諸先輩方の助けをいただき、なんとか更新したという感じでした。

また、総務部の特徴としては、 青税歴の長い委員長が大勢いる ことで、非常に勉強になりまし た。そして、その委員長の活躍 により50周年記念誌を発行す ることができました。

そのほか、当初は理事会の会場手配・事務局運営・全国大会議案書作成などの裏方仕事が総務業務の中心と思っていたのですが、これらに加えて、緊張の中で事業計画を読み上げた全国大会、自分の高所恐怖症がバレた税務士考試会定時総会出席のための初韓国、日税連執行部と

の懇談会などの表舞台にも参加 し全国青税でないと経験できな い貴重な時間を過ごしました。 そして、何より全国の多くの仲 間と知り合うことができたこと が最大の財産となりました。

最後に、全国の理事、単位青 税の代表の皆様、1年間、本当 にありがとうございました。



経 理 部

部長 戸 塚 留 名 (東京)

2018 年度の経理部長をつと めさせていただきました東京青 税の戸塚留名です。

昨年8月の就任後の預金口座 の名義変更手続を皮切りに、期 日厳守の振込や全国の理事の 方々から送られてくる会計精算 書の内容確認等に戸惑ったこと もありました。時には経理規程 を確認し、また会長や総務部長、 歴代経理部長のみなさまからの アドバイスを頂戴しながら、お かげさまで無事に一年を終える ことができそうです。

自分では思いもよらなかった 役職を経験させていただいたこ とによって、全国青税の活動や 全国青税の収支状況をより深く 知る機会を得ることができまし た。そして、貴重な会費が真に 国民のための税理士制度の確立 のための意義ある活動に使われ ていることを認識いたしまし た。さらには、諸先輩が築き上 げられた青税の素晴らしさをあらためて実感する一年ともなりました。

最後になりましたが、多くの みなさまに大変お世話になり支 えていただいたことに、心から 感謝申し上げます。あわせて、 事務局の山縣かおりさんにもお 礼申し上げます。



研究部

部長 大 竹 光 男

(埼 玉)

一年前、全国青税の主要な事業のひとつである「秋季シンポジウム」の纏め役として研究部長を仰せつかりました、

研究部長は、一年間は研究部長として準備をし、その後の半年は「秋季シンポジウム実行委員長」として残る立場です。したがって、長期にわたり「秋季シンポジウム」の運営に携わることになります。

秋季シンポジウムは、全国の 各単位青税が全体テーマをもと に、それぞれのテーマに沿った 研究をしたものを発表する場です。2019年の秋に埼玉で行わることになり、その取り纏めとして一年をかけての準備をしてきました。各単位青税の皆様が、日頃の研究を遺憾なく発表出来るように会場選定などを十分吟味しながら準備を進めている段階であります。

これから各単位青税の方々が、本番に向けての準備が本格 化するかと思います。どの事業 にも共通して言えますが、各単 位青税のご協力なくしては、事 業を成功させることは出来ません。また秋季シンポジウムという事業で、共通のテーマを研究することにより、それぞれの単位青税及び全国青税の結束を強く結びつけるものと信じております。

最後まで皆様のご協力のほ ど、何卒よろしくお願い申し上 げます。



組織部

部長 森 岡 崇

(近 畿)

皆様、こんにちは。1年間組織部長をさせて頂きました近畿 青年税理士連盟の森岡です。

今回1年を振り返ってという 事で、原稿依頼を頂きましたが 私が組織部長としてした事と いえば10月に日本商工会議所 青年部との懇談会の取りまと め、同じく10月に広島青年税 理士クラブとの懇親会に出席し たりと行事としては数える程度 だったと思います。その他と言 えば岡山県青年税理士クラブと 連絡を取り合ったこと等です。 今年度組織部では全国青税の組織検討委員会というものがありまとめに委員長の取りまとめに委員長が大変だった大変が特になったではないをしたという事もなも重要になったという事もならましたがよると思います。1年間色でであると思います。1年間色でであると思います。1年間色ででありましたが皆様のお事ができましたが皆様のお事ができましたが野り切る事ができました。

本当にありがとうございました。



厚生部

部長 安 藤 宣 貴 (名古屋)

厚生部長の役を頂き早いもので1年が経ちました。まずは各単位青税のみなさん会場の手配などご配慮いただきありがとうございます。厚生部長としてきる後の懇親会にてヨ前はましたでしたが、そんなは関係なしたでしたが、そんなくはないたと思います。声が大きないたと思います。声が大きないたと思います。声が大きないたと思います。方が私の個性があり、この役職にはとても活かせたので

はないかと思います。逆に「うるさい」と結構言われましたがそれも真剣にお役目を果たそうという気持ちの表れですので、ご容赦ください。司会進行は下手で申し訳ないですが、そこも皆さんに助けられ無事に役を終えれそうです。みなさん、温かく見守って頂きありがとうございます。

前田会長をはじめ役員、会員 のみなさん1年間ありがとうご ざいました。

最後になりますが、組織です

ので新たに活動する新入会員を 途切れないようにしないといけ ないですよね。今後も懇親会を 行うことで、新入会員が参加し やすくなれればいいなと思いま す。また、初めて参加しようか と思う会員の方もこのように馴 染みやすい環境を作っていきま すので是非ご参加ください。



法対策部

部長 鈴 木 茂 和 (東 京)

一年間法対策部長を務めさせ ていただきました東京青税の鈴 木茂和です。法対策部会はここ 数年、理事会開催日の午前中に 毎回行っており、本年度も昨年 度と同様に行いましたが、私自 身病気や怪我もなく、一年間の お役目を全うすることが出来そ うで一安心しております。

本年度、法対策部は税理士制度対策委員会、税制対策委員会、 納税環境整備委員会の三名の委員長とともに活動をしてまいりました。法対策部の活動報告は た。限られた時間の中でどれだけ集まるのか不安でしたが、各単位青税の代表者を中心に数多くの署名を集めていただきありがとうございました。皆様に支えられて、この一年たいへん貴重な経験をさせていただくことが出来ました。一年間ありがとうございました。



広報部

部長 山木田 篤 則 (岐 阜)

思い返せば約1年前の総会、 あのくそ暑い中、スーツを着て 皆さんの前でご挨拶をさせてい ただいたことを、まるで昨日の ように感じ、「これから長い1 年が始まるなー…」と少し不安 な気持ちでスタートした当時を 懐かしく思います。

そのような気持ちでスタートした広報部長という大役でしたが、10月、2月と順番に広報誌作成のお手伝いをさせていただくなかで、色々な情報の寄せ集めのような資料が、一つの広報

誌として出来上がってき、しっかり出来上がった正本をみて、この役にやりがいを感じていく自分もいました。

しかし、やっと、このような 気持ちでやりがいを感じ始めた ところですが、残念ながら役を 終える時期となってしまいまし た。なんだかんだで充実した1 年となったのも、私の作成した 広報誌を楽しみにしていてくだ さった会員の皆様、そして作成 にあたり貴重なアドバイスをい ただいた先輩会員のおかげでご ざいます。本当に感謝申し上げ ます。

今後も、全国青年税理士連盟 の益々の発展を祈念しておりま す。1年間、どうもありがとう ございました。



国際部

部長 太 田 麻 紀 (名古屋)

早いもので国際部長を拝命してから1年が経とうとしています。東京開催の全国大会から始まり、京都開催の韓国税務士考試会との開催、韓国税務士考試会定時総会へび韓国席、千葉開催の全国大会及び韓国開催の勉強会の準備を通して、韓国税務士考試会の皆様との交流をとしたが、歴代の国際部長の方々が長してくださり、国際が活発に意見してくだ

さり、率先して運営に携わっていただけたおかげで何とか終えることができたと感謝ばかりです。

また、今年度は台湾の税理士 制度について研究し、発表させ ていただきました。韓国税務士 考試会との勉強会等を通じて感 じることですが、本だけでは知 りうることのできないことがた くさんあります。今回の研究を きっかけに韓国以外の税理士業 界との交流を持てる機会があれ ば、国際部としても活動の幅が 広がるかもしれません。

この1年間は、単位青税だけの活動では経験することができない、全国青税だからこそ経験できた1年だったと感じています。9月には韓国にて勉強会が開催されます。ぜひ多くの会員の方々にご参加していただければと思います。1年間本当にありがとうございました。

日本税理士会連合会執行部との懇談会

平成 30 年 12 月 10 日 (月) 日本税理士会館

広報部長 山木田 篤 則

平成30年12月10日月曜日、日本税理士会館において、日本税理士会連合会(以下「日税連」 という)の執行部との懇談会が開催された。

日税連からは、神津会長、小島日税政会長、 杉田専務理事、瀬上専務理事、足達総務部長が 出席しての開催となった。 今年度のテーマは、税理士制度、税制改正、納税環境整備、となった。以下にその要旨である。なお内容については、字数の制約により要約・意訳をしているところがある旨をご容赦頂きたい。

神津会長:定例の懇談会であり、 いつも皆さんのおっしゃるこ とが大変心にグサッと刺ささ るが、どうか今日も遠慮せず に聞いてほしい。13日に税 制改正大綱が発表になるが、 トピックスとしては今のとこ ろ、事業承継税制のところで 資産保有会社等に特定資産会 社。改正と話がずれるが、日 税連でアメリカの国税制の視 察に行ってきた。トランプ税 制と日本では言っているが、 アメリカ法務当局等ではトラ ンプ税制とは思っていない。 アメリカはスピーディーに今 後30年間の税制の在り方等 について法人税制等を提案し ており、それにトランプさん

の名前をマスコミ等が勝手に

神津会長

つけたというような評価だそう。地方税制についても我が 国のシステムと相当違っていた。今日は、最後の懇親会までぜひとも税制度の講師になってやっていきたいなというふうに思っている。よろしくお願いしたい。

前田会長:神津会長、小島政治 連盟会長をはじめ、御多忙の ところ私たちのためにお時間 をとっていただき感謝。税理 士試験の申込者数に関しては 受験者数が減っている。その 間、税理士の登録者数はそん なに変わらないが、裏を返せ ば、税理士試験以外の方の登 録者数が増えているというこ とでもある。次の税理士法改 正の時にしっかりと議論をし ていただきたい。また、来年 の10月には消費税の10%の 引き上げ、そして軽減税率の 導入が予定されているが、特 に複数税率においては線引き の難しさ、事業者に対しての 事務処理の増加とか懸念され るところであり、そこは当連 盟でもかねてより主張してき



前田会長

た。その他、我々を取り巻く 業界、諸問題が多々あるが、 今後とも各界から税理士会に とってプラスになるよう、屈 託のない意見交換会になれば と思っている。

1. 税理十制度について

藤原税理士制度対策委員長(以

下「藤原」): ここ数年受験者数が減少していることが問題視され、特に若い人に税理士を目指してもらうためにはどうすればいいかということに対する解決策として、受験資格要件の緩和、撤廃について検討されているようだが、もっと本質に迫る必要があるのではないかと考えている。



全青執行部

若者が税理士を目指さない理 由は税理士としての職業に魅 力が無いと思われてしまって いることが大きいと思われ る。ここ数年、国税 OB によ る脱税事件の影響なのか、若 い人の中には税理士業界はブ ラックな業界で魅力が無いと 感じている人もいる。税理士 の数が多すぎて、価格競争で 顧問料は下がる一方、税理士 業界に入っても給料は良くな いという人もいる。たとえ若 くして税理士になったとして も、その先が暗いと言われて いることや、合格発表までに 長期間を要することや、不合 格となった理由が明確になっ ていないことが受験生のモチ ベーションを下げてしまって いる。税理士資格の自動付与 や税理士試験の不透明差があ る中で、魅力を伝えるアピー ルをし、受験資格を緩和・撤 廃して門を開いたとしても、 根本的な解決にはならいので はないだろうか。以前、大手 予備校の河合塾のパンフレッ トを見かけたが、そのタイト ルが税理士を科目免除で目指 すとなっており衝撃を受け

た。若者を増やす方法として、果たして大学院免除の特例をどんが見してもらえばいいのだろうか。これらの現状を踏まえたうえで、受験者数減少へが対応策のみな方が、受験者が、それの対応策のみり方、様のは、税理士資格取得のはある点を対理士資格取得の観点を関と、次なる税理士法改正に持ち機会のこの規理と、対して目指す方向性をお聞きしたい。

杉田専務理事:制度部を中心として、受験者数の減少についてどう考えるか、検討しているところ。受験者数が減っているのに登録者数が増えているのは、大学院経由で入って



杉田専務理事

こられる方が増えている気は する。資格試験である限り、 通り道は一つで皆さん同じ試 験を合格して入ってこられる のが筋だということをおっ しゃるが、一方で、例えば、 税法の3科目をとったから税 法のことは分かるというわけ でもない。それから大学院を 否定されるような言い方が多 いが、租税法の勉強をして論 文を書き上げて認められてそ ういうことなので、考えると いう訓練であるとか、税法を ちゃんと読むという訓練は逆 に言うと優れていると考えら れる。どこの道を通ってき たってその人その人の能力。 それと税理士が魅力ある職業 であるということをもっとア ピールしてはという意見があ りましたけれども、今、広報 部を中心にアピールをしてい るという段階。来年の7月に 公表、会長に了解をとってい く。

藤原:11月1日に第1回会合 が行われ、Freee 株式会社と 株式会社マネーフォワードが それぞれ「税・社会保険ノン ストップサービスの実現に向けて」及び「認証基盤の整備について」と題し、これらの現状と課題について述べ質問をを連盟としては、質問度を推の観点と申告納税制度の観点から問題があると考えている。納税者の権利をはく奪することになり、当連盟として、この会合に対するの見解をお聞かせ願いたい。

杉田専務理事:認証基盤のなん だかんだの資料と言って、時 の流れ。税務当局が色んな勝 の流れ。税務当局が色んな勝 報を基盤から手に入れる勝 に課税しろよと、税務署査に できるとできる できるとないないという営業をかけたと思うが、おっして すったと思うが、おっしてと思うが、おってこれを真に受取り上げられない。 られない。 ことで。

藤原:こういう会社を知らない 税理士会もあると思うので、 情報を集めて各税理士会に情 報を発信して頂くこと、税務 に関する専門家という立場か ら、おかしいじゃないかとい う見解を述べていただくこと が、すごくいいように左右す ると思う。

2. 税制改正について

海老名税制対策委員長(以下「海 老名」):来年10月に消費税 率の引き上げと複数税率の導 入が予定されており、導入ま であと1年を切った。また、 10月15日の安倍首相からは 今回は延期せずに実施する表 明があり、世間では消費時についての関心が高まっている。全国青税は以前からこれらに反対している。日税連の建議書では、単一税率の維持を掲げているが、この立場は今も変わらないか。

瀬上専務理事:やはりそれぞれの会でしっかり話して頂いたことをあげていただき、そういうのをまとめて会長の方に提出する形になるのかなと思っている。今現状ではどうのこうのという話はない。



瀬上専務理事

瀬上専務理事:法律でとおって いるが、問題点として捉えて

いる。

海老名:社会保障経費を支えるのは消費税であると、神津会長は述べているが、複数税率が導入されると、本税の10%をさらに引き上げる必要が増してくると思うが、今後からさらに税率を引き上げることについて、どのようにお考えか。

瀬上専務理事:軽減税率をやめ たいというのは我々の考え。 制度としてはまずはそちらが 先でしょというのが本音。

海老名: そのあと、2%分が不足するから、本税を12%にしようとか15%にしようとかいう話も、ゆくゆくはそうなるのだろうと。今回の税率の引き上げも短期間に5%から10%に上がったので、また10年しない間に12%とか15%とかいう話にもなるだろうと、そういう見解を教えていただきたい。

杉田専務理事:それは基本の税



小島日税政会長

率の話。消費税は何%が良いのかというのを全国民に示したうえで、民意を問うというのが基本なわけで、税理士が税務申告をしているからどう考えますかと言われても、今は辛い。最終的には日本の税制は国民が決めるという仕組みにいるため、全て民意が決めるという事。

3. 納税環境整備について

山田納税環境整備委員長(以下「山田」):納税者権利憲章は納税者が納税者として当然に有する権利を平易な言葉で示すことが、納税者意識の向上と、申告納税制度の更なる発展につながるものと考え、早期に納税者権利憲章を作成・公表すべきだと思うが、いかがか。また、この一年動きはあったか。

瀬上専務理事:この納税者権利 憲章については民主党の政権 の時、うたっていた。ところ が、納税者権利憲章はなくな り国税通則法だけが残ってい る。ただ権利だけをいうので はなく、権利と義務両方を書 くというのが義務であるた め、もし権利憲章ができたと



足達総務部長

しても納税者の権利と義務、 そう書くべき。

山田:具体的な動きというのはこの一年では難しいのかもしれないが、我々としてはこの動きがあまり活発ではない、優先順位が高くないのではないかと考えるところであるが、どうお考えなのか教えて頂きたい。

瀬上専務理事:そんなに何個も 陳情できないから重点項目を 優先するわけで、与えられる 時間は10分もないわけで、 最重要項目から優先的に話 す。

山田:かねてから全国青税としては納税者の権利を保護するという立場で、ご検討して頂ければと考えている。

近畿青年税理士連盟として4月にエストニアに訪問した。IT活用により効率化に優れている国で、繰り返し作業はAIに代替され、人間は付加価値を踏み出す仕事に従事する仕組みとなっている。生産性が向上し国民の余暇が2週間増えた。X-roadという情報の連携基盤があり、電

子 ID カードで自身の個人情 報や納税記録、医療情報、電 子処方箋が確認できる。一方、 カードには住所氏名番号位の 情報しかなく、悪用されるこ とはほとんどなく、厳しい罰 則を備えて、ログを調べるこ ともできる。日本において も、2019年1月より、スマ ホによる申告が可能。年末調 整についても、マイナポータ ルを活用した順次オンライン 連携の仕組みを整備するとい うことである。「納税者利便 の向上」を大義に、マイナン バー制度の拡充を含め、徐々 に個人間取引や資産状況など のセンティシブ情報を国が管 理していく可能性も出てく る。何故なら、国から見た徴 収コストを大幅に削減できる から。また、支払調書やマイ ナンバーのより一層の拡充も 検討されており、経済活動の グローバル化、多様化(シェ アリングエコノミー、雇用契 約から請負契約へ)に対応な どメリットも多いが、我々税 理士も、自動作成された申告 書が本当に正しいのか検討す る必要があるし、マネーフォ ワードや Freee などのフィ ンテック会社の動向にも注視 する必要がある。また、ICT 弱者への支援、税の執行面や 財政面に興味をもたらすた め、租税教育の拡充など、税 理士が国と納税者の橋渡しを より鮮明に行っていく必要、 動きをしていく必要があると 考えるが、そのために納税者 権利憲章もセットで考える必 要があると思うが、どうか。

杉田専務理事:エストニアの話

が出たが、税理士がいなく なった国と言われているが、 税制が全く違う。簡単だから 税理士制度がそもそもいらな い国。法人成して配当しなけ れば永遠に課税されないから 税理士制度が必要ではないと いう国。逆に、単一税率でずっ とやっているので、貧富の差 がすごく激しくなってきてい て、法人税もこのままでいい のかという議論もあり、税率 制度ができるかもしれない。 エストニアのように IT が進 んだ国は税理士制度がなくな るというわけではないことを ちゃんと言っておいてもらい たい。また、フィンテックに 対してどう接するかという と、それは我々がうまく利用 する側に回るしかない。

瀬上専務理事:今の AI の話で 税理士業がどういう影響をう けていくのか、今、国際税務 情報会で、3つほど課題が与 えられている一つに、AI に 伴い税務行政というところで 調査を始めているところ。今 年は米国に調査に行っている。昨年はニュージーランドに行ってきたが、モデルは非常にすばらしい。IT 化を進めていくと納税コストがどんどん下がっていく。そういう国々を今調べて、IT 化ということを国際税務情報会で調べているという状況。

鈴木法対策部長:10月19日に 消費税率引き上げのコメント を出されていて、その中に、 消費税は基幹税であるいう書 かれ方をされているが、私ど もとしては、消費税が基幹税 というのはどうなのかなとい う意見を述べさせていただ く。こう言った状況で、所得 の再分配ということには消費 税は、今までの法人税所得税 等に比べていいのかなと。消 費税が基幹税というのは違和 感があるのかなと。これにつ いてご意見等を聞かせていた だけだけたらと。

神津会長:消費税が基幹税とい うのは、税収の関係では所得

税と同じような税収があり、 今後所得税との地位が完全に 逆転するだろうと。その中で 消費税に頼っていこうとい う、ある意味、大切な税であ ることは間違いないことで、 その税金の動きについて、コ メントを差し上げた。この国 は一千超の大借金大国であっ て、そういう負債をどんどん 次の世代に先送りしていく制 度について、やはり税収をあ げるというのも一つの使命。 苦しい選択だが、増税も必要 だという立場をとりながら、 この国の体制をこれ以上借金 が増えるべきではないという 立場で表現した。10月の増 税について法律で決まってい ることを行うのが我々税理士 の使命であると。一方中小企 業の立場に立って正しい税制 のあり方を定義する、こうあ るべきだと言うことで運動し ていく上で、ご理解いただき たい。我々も頑張っていると いうところ。



懇談会風景

★法対情報◆

法対策部より活動報告

法対策部部長 鈴 木 茂 和 (東京)



1. はじめに

2018 年度の法対策部は、税 理士制度対策委員会(委員長:藤原功子会員/近畿)、税制対 策委員会(委員長:海老名洋明 会員/東京)、納税環境整備委 員会(委員長:山田隆一会員/ 近畿)を設置し、全国青税の同 が選士制度の確立」「国民のための 税理士制度の確立」「国民のための 税理士制度の改善」の達成の ため、意見書等の作成・提出、 国会陳情、懇談会など積極的な 活動を行いました。なお、提出 した意見書等はホームページに 掲載しています。

ここでは、この1年間の法対 策部の活動について、私見も交 えてご報告いたします。なお、 この原稿執筆は5月末であり、 任期の8月4日の定時総会まで の間に新たな動きがあるかもし れませんが、その際はご容赦願 います。

2. 消費税について

本年度の法対策部では、来る 10月1日に予定されている消 費税率の引上げ及び複数税率制 度導入の中止を求める活動に力 を注ぎました。

法律で消費税率の引上げ及び 複数税率制度導入はすでに決定 していますが、これに反対する 要望書を以前より日本税理士会 連合会(以下「日税連」とする。) に対して提出してきました。し かし、2018年10月15日、安 倍総理大臣は臨時閣議で、法律 に定められた通り 2019 年 10 月 1日に消費税率を引上げると表 明しました。これまで、消費税 の増税時は有識者会合を開き意 見を聴取した上で実施の可否を 決定してきましたが、今回は開 催しないままの表明でした。そ こで、税の「公平・中立・簡素」 を護るべく、2018年10月18日、 内閣総理大臣及び財務大臣に対 し「消費税率の引上げ及び複数 税率制度導入の中止を求める緊 急意見書」を提出いたしました。 また、安倍総理大臣の消費税率 引上げの意思表明に対する日税 連会長のコメントが、軽減税率 制度の「円滑な実施へ向け適切 にする」という内容のみであっ たため、2018年10月30日、 日税連に対し「消費税率引上げ とそれに伴う対応に関する総理 発言について (会長コメント)」 に対する抗議書を提出しまし た。

さらに、理事会でこれまでと同じように意見書の提出のみでは凍結及び廃止に持っていくことは難しいとの意見があり、「消費税率の引上げ、消費税の複数税率導入に反対する署名」活動を行うこととしました。「消費税率の引上げ反対」と「消費税

の複数税率導入反対」は別々に 扱った方がよいとの意見もあり ましたが、全国青税ではどちら も反対の要望をしていることか らセットでの署名をお願いしま した。署名は、2018年11月21日、立憲民主党及び日本共産党 の議員の紹介により衆議院議長 及び参議院議長に請願書と併せ て提出し(8,014筆)、さらに、 2018年12月4日には内閣総理 大臣に対し署名を提出しました (8,296筆)。

そして、2018年12月21日 に閣議決定された「平成31年 度税制改正の大綱」(以下「大綱」 とする。)に対しても、2019年 2月12日、財務大臣へ、消費 税率の引上げ及び消費税の複数 税率制度の導入を直ちに中止す るよう意見書を提出しました。

3. 税制改正について

2018年12月21日に閣議決 定された大綱において、「外国 弁護士による法律事務の取り扱 いに関する特別措置法の改正」 を前提に、弁護士・外国法事 務弁護士共同法人(仮称)(弁 護士である社員の全員が国税局 長に通知しているものに限る。) について、国税局長に通知する ことにより税理士業務ができる こととする法改正が示されてい ました。この法改正は税理士制 度を形骸化し、税理士資格につ いて国民・納税者の信頼を失う恐れがあり看過できず、2019年2月12日、日税連に対し「弁護士・外国法事務弁護士(仮称)に関する要望書」を提出しました。

さらに、2019年2月18日に は、日税連に対し「平成32年 (2020年) 度税制改正に関する 要望書」を提出しました。本要 望書の作成に当たっては、第1 回法対策部会を8月に開催し、 そこから準備を始め、まず前年 度の議論の進め方についての意 見及び本年度の議論の進め方に ついての意見を出してもらいま した。前年度の要望書は、重点 要望項目(16項目)と一般要 望項目を区分する方式を採って おり、本年度もその方式を尊重 し、特に議論すべき項目を重点 的に議論する形式を採ること で、メリハリのついた議論が行 うことができました。併せて、 重点項目で意見の相違のある箇 所については、あらかじめ部会 前に文献等を提示し、論点を明 快にした上で部会での発言を求 める形式としたことで、活発な 意見交換もできました。

その結果、本年度は、消費税 1項目「届出書等(簡易課税制 度の選択を除く)の提出期限を 前課税期間の申告書の提出期限 とすること」、相続税1項目「相 続時精算課税適用財産に係る相 続税について連帯納付義務の適 用除外とすること」を新規項目 として加えることとしました。

そして、継続要望項目は、1. 「所得税の基礎的人的控除を逓減・消失させない」2.「基礎的人的控除額の増額」3.「所得控除の一部の廃止、税額控除への移行」の順に論点を整理し 要望書にまとめました。さらに、かねてから議論が多かった給与 所得控除、公的年金等控除関連 の要望についての整合性を検討 し、項目名に「基礎的人的控除 の大幅な引上げを前提に」の文 言を加え、要望文を変更しまし た。ふるさと納税については返 戻率 30%を踏まえた文面の変 更を行いました。

4. 日税連との懇談会について

2018年12月10日に日税連 執行部との懇談会を開催しまし た。当日午前中は懇談会での質 問内容の事前確認のため全青執 行部、単位青税代表等が集合し、 午後の懇談会に備えました。な お、懇談内容の詳細については 広報紙の日税連懇談会の記録を ご参照ください。テーマは、税 理士制度(次なる税理士法改正 について、未来投資会議産官協 議会「スマート公共サービス」 会合について)、税制改正(消 費税について、税制改正全般に ついて)、納税環境整備(納税 者権利憲章について) としまし た。当日、日税連に対し上記「未 来投資会議産官協議会に対する 要望書 | 提出し、直接日税連執 行部に、「会計帳簿等を常時閲 覧可能にすることは質問検査権 以上の権限を与え」また「申告 納税制度における納税者の主権 者たる権利をはく奪する」リス クがあるといった問題点をあ げ、当該会議における情報収集、 および税務に関する専門家とし て見解を述べることを要望しま した。残念ながら日税連執行部 は問題とは考えていないようで した。

国会議員への陳情に ついて

2018年11月21日、議員会館に赴き、立憲民主党最高顧問海江田万里衆議院議員(他、衆議院議員3名、参議院議員1名)、日本共産党宮本徹衆議院議員、由民主党安藤裕衆議院議員、西田昌司参議院議員に対し直接、消費税率の引上げ及び複数税率制度導入の中止を求める説明をしました。立憲民主党及び日本共産党においては議員の紹介により衆議院議長及び参議院議長に請願書を提出することができました。

6. 納税環境整備につい て

2018年12月14日に国税庁が東京、大阪両国税局からデータ入力を委託されていた東京都杉並区の業者、システムズ・デザインが契約に反して別業者に再委託し、マイナンバーなど個人情報が含まれる約70万件の書類を流していたと発表しました。事実関係及び再発防止策を速やかに公表すべきであり、安島な個人番号利用事務等の全部または一部の委託を取りやめるよう、2019年1月23日に国税庁長官に対し「個人番号取扱に対する抗議文」を提出しました。

個人番号制度が導入され3年 が経過しましたが当連盟では制 度開始前より一貫して慎重な制 度運用の要望と安易な利用拡大 に反対しています。そこで本年 度は、個人番号(マイナンバー) 制度に関するアンケートを実施 し、会員の実態調査及び意識調 査を行いデータベース化するこ とで、今後の納税環境整備の意 見書等の作成に活用していただ きたいと考えています。

また昨年度にまとめた「納税 者権利憲章の制定に関する要望 書 | について、再検討を行いま した。2019年3月23日には税 理士・公認会計士業界から国税 審判官に任官された大橋誠一会 員(近畿青税)をお招きして、 行政型の ADR (裁判外紛争解 決手続) である国税不服審判所 の在り方について、経験者から の視点でご講演いただくととも に、「納税者権利憲章の制定に 関する要望書」に対する所見も いただきました。納税者の権利 救済に資する、より一層の諸規 定の整備につなげていきたいと 考えております。

一般への理解を図るため、「納税者権利憲章の制定に関する要望書」にマッチする「納税者権利憲章の制定に向けて」のパンフレットを作成し、会員及び一般向けに配布しました。

7. 税理士制度について

2019年1月20日に、「実践税理士法」の著者である東京青税会員の坂田純一先生をお招きして、日本国憲法と税理士制度の関係を紐解き、税理士の存在意義や理想と現実についてご講演いただきました。国税庁では税務行政のスマート化を目指し

て動いています。そのような中、 新時代の税理士制度をどのよう に発展させていくべきか考えな ければなりません。

日税連では次期税理士法改正 に向けた検討が行われており、 2019年5月13日には「次期税 理士法改正に関する答申」(以 下「答申」という。) が公表さ れました。税理士制度対策委員 会でも、「事務所の設置」及び「受 験資格」について検討を重ねて きており、2019年6月9日に は日税連制度部長として答申を 取りまとめた石原健次先生をお 招きして次期税理士法改正へ向 けた論点を説明していただき、 検討してきた疑問点等について ご意見を伺いたいと考えており ます。

8. おわりに

全国青税は全国にある各地域の青税で組織されています。そのため、部員が実際に顔を合わせて議論できる機会は限られてきます。本年度も昨年度同様に理事会開催の午前中に法対策部会を開催させていただきました。また、1月には拡大法対策部会を名古屋で開催させていただきました。おかげさまで、毎回多くの部員に参加していただき、数多くの項目について検討することができました。

最後になりますが、一緒に法対策部を支えてくれた各委員 長、部員の皆様、理事の皆様、 そして署名活動にご協力いただ いた皆様に深く感謝を申し上げ まして、報告の結びとさせてい ただきます。



商公が号

今回は、現執行部による 1 年間の挨拶と日税連執行部と の懇談会を中心にお送りしま したが、いかがだったでしょ うか。 今号が私の担当する広報誌の 最後となり、嬉しい?やら寂し いやらの複雑な気持ちでいっぱ いでございます。

誤字等、色々失礼があったか

と思いますが、皆さんのお陰 で無事、お役を終えられそう です。1年間、どうもありが とうございました。

広報部長 山木田 篤則